

ISO における SR(社会的責任)の動向

2004年6月21日(月)、22日(火)の二日間、それに続き、2004年6月24日(木)、25日(金)の二日間、スウェーデン国のストックホルムで、ISO/CSR 国際会議と ISO/TMB(技術管理委員会)が開催された。

1. ISO/CSR 国際会議

前半の ISO/CSR 国際会議では、CSR に関心のあるステークホルダーが5つのカテゴリー(産業界、労働界、消費者、NGO、政府)にわかれ、それぞれの立場から CSR の国際標準化について、個々の立場から意見を述べた。

この国際会議では、5つのステークホルダー全てから ISO における SR⁽¹⁾の国際標準化を支持することが表明された。

国際会議では、ISO で開発すべき規格及び規格開発プロセスは、

- 1) 文書の形態は、指針規格とし、要求事項とはしない。ただし、一部では、将来的には“認証”をも考慮したものにすべきという声もある。
- 2) 多くのステークホルダーを規格開発プロセスに参加させる。とすべきという意見が大多数であった。

注⁽¹⁾: ISO においては、当初 CSR (企業の社会的責任)と呼んでいた。しかし、社会的責任を負うのは企業だけではないという意見があり、OCR(Organization Social Responsibility)などの代替案があり、その呼称についても議論が ISO で行われた。最終的には、SR (Social Responsibility) となった。

Organization(組織): JIS Q 9000(ISO 9000)の定義の例には、組織には、会社、法人、企業、団体、慈善団体、個人業者、協会、若しくはこれらの一部または組合せ。とある。

2. ISO/TMB 会議

6月24日(木)、25日(金)に開催された ISO/TMB 会議では次のことが検討され、決議された。

1) ISO において SR 規格を作成する。

2) 規格の内容、形態はつぎのようにする。

- 指針文書：作成する規格は指針文書とする。
- 規格の内容：規格作成においては、先の ISO/TMB/SAG(戦略的諮問会議)の報告及び勧告⁽²⁾を考慮し、包含するものとする。
- 理解容易性：作成する規格は、専門家でない人々が理解しやすく使いやすい平易な言葉で記述する。

3) 規格開発プロセスは次のようにする。

- 開発途上国の参加促進：発展途上国の同作業への参加を確保するための仕組みを

策定する。

- 関係者の参加促進：発展途上国、NGO、消費者、その他の団体からの専門家による ISO/SR 作業への参加を容易にするための仕組みを策定する。
 - Twinning 形式⁽³⁾：先進国と発展途上国の Twinning 形式でのリーダーシップの下で作業を実施する。
 - 利害関係者の参加：利害関係者の参加と関与について、資金調達を含めて具体的に扱うための、リーダーシップポストを設ける。
 - 作業グループ：規格作成作業は既存の TC には割り当てない
 - プロジェクト方式：ISO の規格作成の基本ルールの枠組みの中で、規格作成作業は革新的な方法で実施する。
- 4) 規格作成作業への参加は次のようにする。
- 各 ISO メンバーは、規格作成メンバーに各利害関係者から専門家を指名する。
 - 国際機関及び広範な支持基盤を持つ地域機関は、ISO の D リエゾンの仕組みを活用して、規格作成作業に参加する。
- 5) 作業グループ：規格の作成は、TMB に WG を設置して行なう。
- 6) 規格作成のリーダー候補：規格作成 WG の Twinning 形式でのリーダーシップと幹事国の候補を 2004 年 8 月 15 日までに ISO に提出する。
- 7) 規格作成の準備（新規作業提案、作業担当 WG の作業範囲、規格開発プロセスの具体的検討・策定）のための TMB タスクフォースの設立。タスクフォースの目的は次のとおり：
- ISO/TMB/SAG の勧告に含まれたすべての項目と同会議での検討事項を網羅した作業範囲とともに、ガイダンスを用意する国際規格の新作業項目提案を策定する
 - 規格作成作業の公開性と透明性を確保するための適切なメカニズムを含んだ同 WG の委任事項と運営詳細を策定する
 - 提案書を次回 ISO/TMB(2004 年 9 月)に提出する
- 8) SR 分野における実施例を普及させる手段として ISO がウェブサイトを開設することを検討する。

注⁽²⁾ ISO/TMB/SAG(戦略的諮問会議)の報告⁽⁴⁾及び勧告：

- SR は、かつて ISO で扱ってきたテーマ・課題とは質的に異なるテーマ・課題を多く含んでいることを認識する
- 社会的な責務または期待を定める政府と政府間機関の役割を認識する
- 世界的な政府間機関（国連世界人権宣言、国際労働会議、ILO によって採択された他の政策手段、関連する国連の会議など）によって採択された政策手段を認識し、また、SR 分野では民間の任意のイニシアティブの範囲があることも認識する
- 政治的プロセスを通してのみ解決できる課題を扱うことを避けるため、ISO の SR 活動範囲を狭める必要があることに同意する
- SR 分野における ISO と ILO の協力を調整するため、ILO との協定の策定を支持する。

- SR の複雑さと急速に進展する性質により、社会的責任のコミットメントを定量的に設定することは可能ではないことを認識する
- 全領域の利害関係者による有意義な参加を確保する必要がある場合には、ISO のプロセスを調整することを確保する。

注⁽³⁾ Twinning 方式；

規格作成作業に、経験、資金力等の少ない開発途上国、利害関係者を参加させるための仕組み。方法として、規格作成グループ(TC、SC、WG)の幹事、事務局を開発国と開発途上国とのペアで行なうことと、開発途上国の積極的な規格作成作業への参加を促進するために、開発途上国への開発国からの資金援助を行なう。今回の ISO/CSR 国際会議には、スウェーデン国際開発庁 (SIDA) が開発途上国に資金援助を行い、開発途上国の参加を推進した。

注⁽⁴⁾ ISO/TMB/SAG 報告；

報告内容は、ISO のホームページで閲覧可能 (英文のみ) 。
目次構成は次のとおり。

目次

序文

第 1 節 概念上の課題：CSR/SR に言及するとき、何を語るのか

1.1 CSR/SR 概念の原点と展開

- 1.1.1 グローバル化
- 1.1.2 貿易自由化と規制改革
- 1.1.3 環境/持続可能な発展の側面
- 1.1.4 労働/サプライ・チェーン/行動規範範囲
- 1.1.5 CSR 概念の原点と展開に関する結論

1.2 社会的責任の重要な傾向と触媒

1.3 用語

1.4 定義

- 1.4.1 共通要素
- 1.4.2 国、地域および地方による違い
- 1.4.3 合意された定義なしの意味

1.5 社会的責任 (SR) に分類される主題

1.6 この他、SR の鍵となる概念

- 1.6.1 ステークホルダー
- 1.6.2 説明責任
- 1.6.3 社会的責任活動のための “ 企業論理 ” あるいは根拠

1.7 企業および / または他の組織への適用可能性

- 1.7.1 暗黙の含意
- 1.7.2 企業が全組織か、という SR デリベラブルの性質に関する問題を解決することの効果

1.8 社会の関心および期待

- 1.8.1 組織の SR 活動を保証することは社会の利益に合致する
 - 1.8.2 組織が自身の社会的責任を定義できる範囲
 - 1.8.3 政府が組織の社会的責任を規定できる範囲
 - 1.8.4 国以外の行為者が組織の社会的責任を規定できる範囲
 - 1.8.5 地方、国、地域で社会的責任が規定される範囲
 - 1.8.6 普遍的に当てはまる期待または規範が組織の社会的責任を規定する範囲
 - 1.8.7 多様な期待 / 規範と社会的責任の関係
 - 1.9 自主的活動 vs. 法的に義務づけられた活動
 - 1.9.1 社会的責任は組織の自主的活動 / 参加だけに関するものか
 - 1.9.2 社会的責任活動 / 参加と法定義務の関係
 - 1.9.3 社会的責任と制度上 / 法的枠組みの関係
 - 1.9.4 純粹に民間 SR イニシアティブ / 活動と法的 / 制度上の枠組みに従って行われる SR イニシアティブ / 活動との関係
 - 1.9.5 SR デリベラブルの適用範囲に関する法定 / 非法定 SR 論議の解決の影響
 - 1.9.6 社会はどのようにして企業または組織の SR 活動が社会の利益と一致することを確保するのか？
 - 1.10 社会的責任と発展の関係
- 第 2 節 社会的責任の標準化に関連する諸問題
- 2.1 SR および標準化の分野
 - 2.1.1 社会的責任を定義する規格類
 - 2.1.2 特定問題に取り組む規格
 - 2.2 国際的 SR 規格は必要か？
 - 2.2.1 標準化政策の展望
 - 2.2.2 公共政策展望
 - 2.2.3 サマリー：国際的 SR 規格の必要性を評価する仕組み
 - 2.2.4 SR 規格の不必要な増大はあるか？
 - 2.3.1 指針または要求事項の性質
 - 2.3.2 イニシアティブの焦点
 - 2.3.3 イニシアティブの目的
 - 2.3.4 まとめ：諸種 SR イニシアティブ
 - 2.4 国際的 SR 標準化の利益
 - 2.4.1 SR 要求事項を作成する役割をすべての国に与えること
 - 2.4.2 すべての組織にとって同じ水準の活動の場を創設すること
 - 2.4.3 取引コストを低減し、コミュニケーションおよび / または貿易の容易にする
 - 2.5 国際的 SR 標準化のコスト
 - 2.6 国際的 SR 標準化のコストおよび利益に関する検討
 - 2.7 国際的 SR 標準化は実施可能か
 - 2.7.1 SR の一般的定義
 - 2.7.2 特定目的
 - 2.7.3 パフォーマンス要求事項の統合
 - 2.7.4 柔軟性および一貫性間のバランス
 - 2.7.5 第三者認証の検証および代替

2.7.6 社会的責任のある行動への経済的圧力およびインセンティブ

2.8 既存の SR イニシアティブからの証拠

2.8.1 範囲と目的

2.8.2 有効性

2.9 どのようなタイプの国際規格が必要か？

2.9.1 SR 国際規格では何を標準化すべきか？

2.9.2 社会的、環境的および経済的問題の単一規格への統合

2.9.3 法的あるいは他の要件の SR 国際規格への統合

2.9.4 プロセスまたはパフォーマンスの国際標準化

2.9.5 国際規格におけるパフォーマンス要件の扱い

2.9.6 SR 規格と適合性の評価

2.9.7 部門レベルでの SR 規格の適用

2.9.8 どのレベルで SR 規格を適用すべきか？

第3節 - SR 分野の作業を行う ISO の能力

3.1 ISO は信頼性のある SR デリベラブル（ ” 成果物 ” ）を作成する能力があるか？

3.2 ISO が SR 分野の作業を引き受けるのに必要な専門技術の範囲

3.3 SR デリベラブルのための ISO の規格設定プロセスの信頼性

3.4 ISO は SR 作成プロセスにおいて他の機関に関与すべきか？

3.5 ISO は他の機関の SR イニシアティブ作成とどのように関わるべきか？

3.6 ISO の SR の論点に関するパフォーマンス要件を作成する能力

3.7 ISO の部門向けの SR デリベラブルと問題点別の SR デリベラブルを調達する能力

参 考

1 . I S OにおけるS R検討の経緯

2001年4月: イスラエルによる提案。 ISO 理事会で CSR 規格化検討開始

2001年5月: ISO/COPOLCO で検討開始

2002年5月: ISO/COPOLCO 報告書 提出(The Desirability and Feasibility of ISO Corporate Social Responsibility)

2002年9月: ISO 理事会で CSR に関する戦略的諮問会(SAG)を ISO/TMB に設置決定

2003年1月: 第1回 SAG 会議 (トロント)

1 . ISO が CSR に関する文書を開発すべきか否か

2 . もし、開発するなら、作業範囲と文書の種類は何か

2004年4月: SAG 報告書を ISO/TMB に提出

2004年6月21-22日: ISO/CSR 国際会議(ストックホルム) 全てのステークホルダーから ISO における規格作成を支持。

2004年6月24-25日: ISO/TMB(技術管理委員会)で ISO における S R 規格作成を決議

2 . S Rに関連する規格、基準の開発動向

1) 国家規格

フランス : SD21000:2003 (Sustainable Development – Corporate social responsibility)

豪州 : AS8003:2003 (Corporate social responsibility)

豪州 : AS3806:1998 (Compliance Programs)

豪州 : AS8000:2003 (Good Governance Principles)

タイ : TLS 8001:2003 (Thai Labour Standards – Thai Corporate social responsibility: Requirement)

スペイン : UNE165001 (Ethics Requirements for ethical and social responsible financial tools)

スペイン : UNE165010 (Ethics Corporate ethical management systems. Performance requirements for enterprises ethical and social responsibility)

カナダ : PLUS 9018:2004 Corporate Social Responsibility

イスラエル : SI10000 (Social responsibility and community involvement), [ドラフト段階]

2) 国際機関

グローバルコンパクト (国際連合)

国際人権規約 (国際連合)

多国籍企業ガイドライン(OECD)

ILO 条約- ILO 条約 87 条 (結社の自由、団結権の保護)、98 条 (団結権及び団体交渉権)、138 条 (児童就労の禁止)、111 条 (差別待遇の禁止)、29 条及び 105 条 (強制労働の禁止)(国際労働機関 (ILO))

3) 地域

EU Green Paper (EU)

EMAS (EU)

4) 団体基準

コーポラ卓会議 の企業行動原則

持続可能性報告のガイドライン (GRI)

OHSAS 18001/18002 (労働安全衛生評価マネジメントシステム) (consortium standard)

シグマ計画(BSI, Forum for the Future)

AA 10000 (Institute of Social and Ethical Accountability)

企業行動マネジメントシステム (The Ethics Officers Association, EOA)

SA 8000 (Social Accountability International, SAI)

ECS 2000 (麗澤大学企業倫理研究センター)

企業行動指針 (社団法人 日本経済団体連合会)

日本企業の CSR : 現状と課題 (自己評価レポート) (経済同友会)

21 世紀宣言 (経済同友会)